

保険料等充当交付金の再計算について

平成 17 年 1 月

保険料等充当交付金の再計算について

平成17年1月 国土交通省自動車交通局

1. 背景

規制緩和策の一環として平成13年度末に自賠責保険政府再保険制度を廃止。

再保険廃止時の累積運用益については、同年に成立した改正自動車損害賠償保障法において以下の2本柱にバランス良く配分すると決定された。

- ① ユーザーに還元することによる保険料負担の軽減
- ② 被害者救済対策等の安定的な実施

このため、累積運用益の20分の11（約1兆700億円）が、①に充てる財源として改正自賠法に基づき配分された。

また、自賠責保険料については、平成9年の保険料改定時に、平成16年度までは同一のユーザー負担額（27,600円/自家用乗用自動車24ヶ月契約）を維持するとされており、これを尊重することとした。

2. 交付金制度の創設

再保険廃止前は、保険金支払が保険料を上回る赤字料率を採用し、赤字部分に累積運用益を補填して再保険金を支払うことで、ユーザー還元を実施。

再保険廃止後は、支払いを通じたユーザー還元が行えないため、交付金制度を創設。

1. で配分された財源は、平成16年度まで現行のユーザー負担額を維持するに必要な保険料等充当交付金を交付しても一定の残額が予定されたため、平成17年度以降の3年間もこれを用いて一定の交付金を交付することとし、平成19年度までの6年間の保険契約について、予算の範囲内で交付金を交付することとされた。

3. 交付状況

平成16年度末までに約6,900億円を交付金としてユーザーに還元。

また、平成13年度末までに締結された保険契約のうち、平成14年度以降も再保険期間とするものに係る赤字料率分は、従前どおり累積運用益を充てる必要があり、これに約1,300億円を要する。

この他、平成14年度以降に支払う再保険金の支払総額が予測より増加していることに伴う費用が約1,300億円必要であるため、今後3年間で交付可能な総額は約1,200億円と見込まれる。

4. 平成17年度以降の交付金の水準

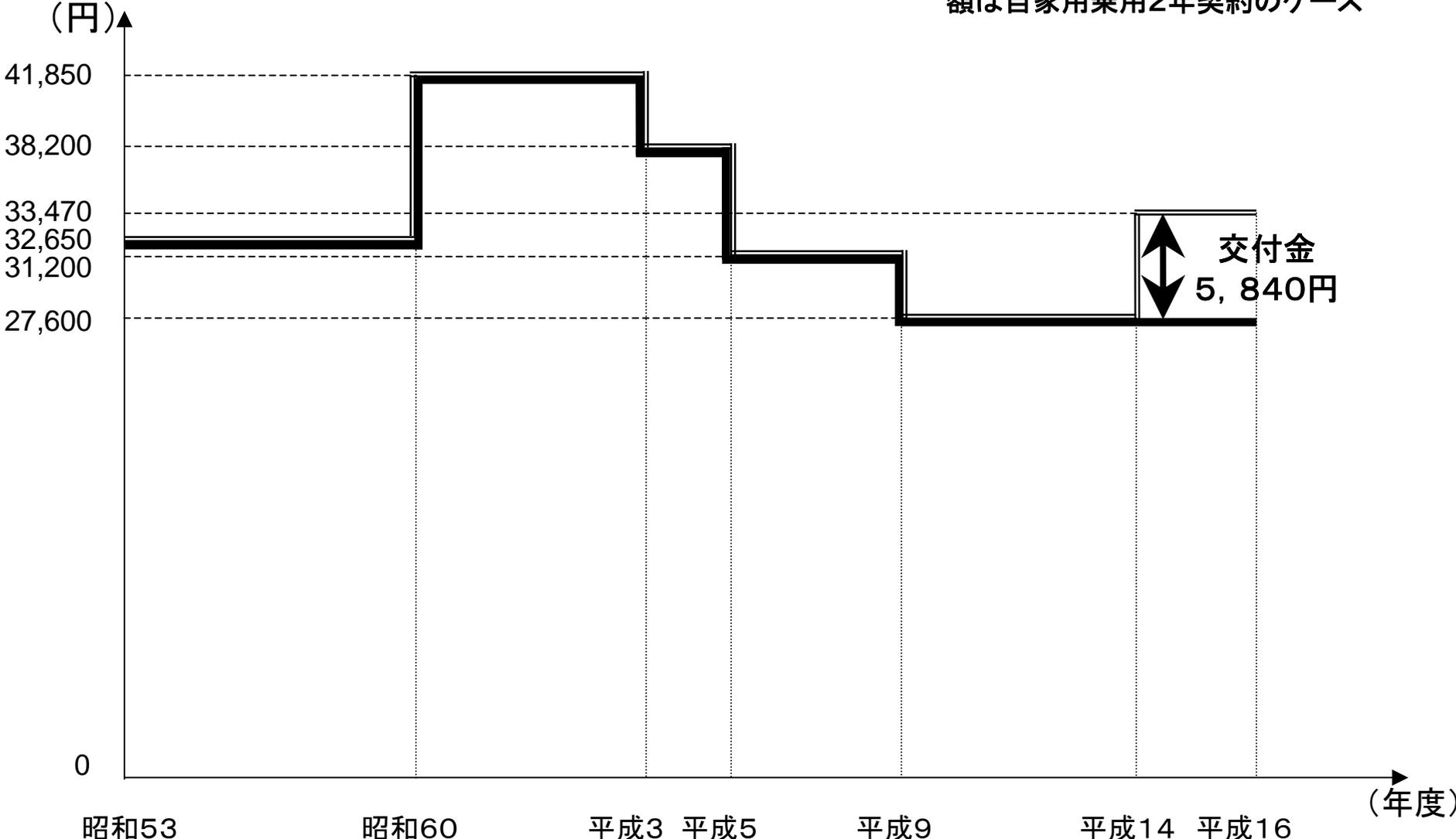
「当初3年間は厚めに交付し、従来のユーザー負担額維持に必要な交付金を交付することにより、急激な保険料負担額の増加を防止する」との再保険廃止時の方針を踏まえ、後半3年間においても前半に厚めに交付することでユーザーの負担感ができるだけ小さいものとなるようにする。

このため、平成17年度は1,950円（自家用乗用自動車24ヶ月契約）を交付することとし、平成18年度及び平成19年度は今後の再保険金及び交付金の支出状況に基づいて、再度計算したうえ、確定することとしたい。

自賠責保険料の推移

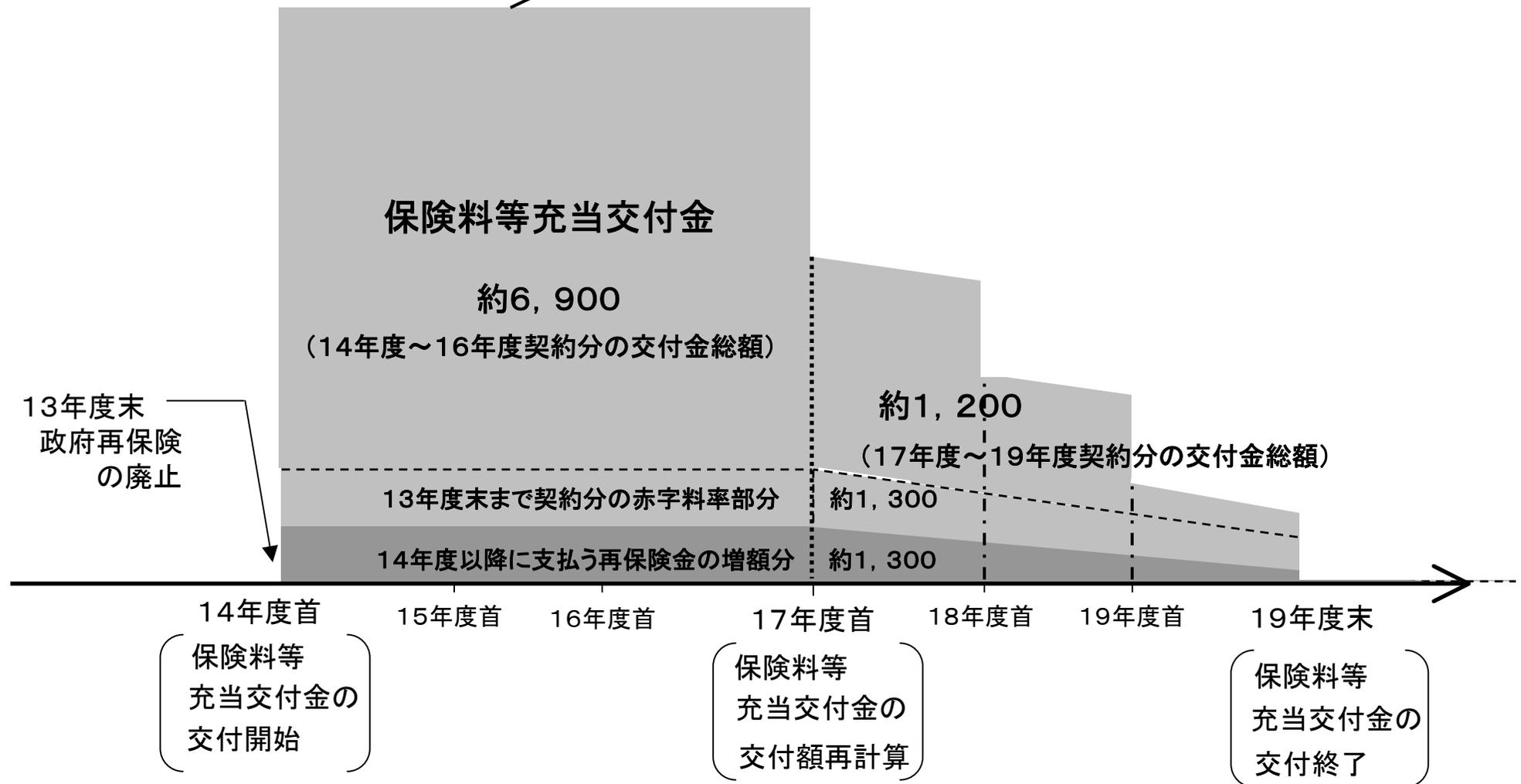
認可保険料 
ユーザー負担額 

額は自家用乗用2年契約のケース



保険料等充当交付金勘定に配分された運用益の用途 (単位:億円)

配分総額 約10,700
(=約6,900+約1,200+約1,300+約1,300)



平成17年度の保険料等充当交付金額（予定）

平成17年度の保険料等充当交付金額は、以下を予定している。

車 種		現 行	17年度 ()内は変更額
自家用乗用車		5,840円	1,950円 (3,890円)
営業用乗用車 (タクシー)	A	25,430円	8,470円 (16,960円)
	B	19,970円	6,660円 (13,310円)
普通貨物営業用(2t超)		14,890円	4,960円 (9,930円)
乗合営業用車(バス)		13,560円	4,520円 (9,040円)

註：自家用乗用車は24ヶ月契約、他は12ヶ月契約。

タクシーのAは、東京23区、横浜市、名古屋市、大阪市等の大都市圏に使用の本拠があるものを例示。Bは、これら以外の地域に使用の本拠があるものを例示。